

報告第3号

専決処分の報告について（和解）

地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和5年12月6日提出

我孫子市長 星 野 順一郎

報告理由

和解について専決処分したので、報告するものです。

和解について

<p>事件の概要</p>	<p>我孫子市が使用する滞納管理システムについて、NECネクサソリューションズ株式会社が、令和5年4月から始まる地方税統一QRコードの活用による電子納付等のために、納付書に当該QRコードを印刷することを可能にするシステム改修を行ったが、改修内容に誤りがあったため、同年3月31日から同年4月11日までの間に発行した177人分の納付書に誤ったQRコードが印刷された。その結果、納税者の納付手続に影響はなかったものの、納税情報を集約する地方税共同機構に対し、システムで処理することができない不正なデータが送付され、当該機構において手作業での照合が必要となったほか、我孫子市においても納付書の回収等の作業が発生した。</p>
<p>和解の相手方</p>	<p>所在地 東京都港区芝三丁目23番1号 セレスティン芝三井ビル 事業者名 NECネクサソリューションズ株式会社 公共第二ソリューション事業部 事業部長 羽鳥 敦</p>
<p>専決処分日</p>	<p>令和5年10月18日</p>
<p>和解条項</p>	<p>1 我孫子市（以下「甲」という。）及びNECネクサソリューションズ株式会社（以下「乙」という。）は、次の各号に記載する事項を確認する。</p> <p>（1） 令和4年9月1日付けで甲乙間に締結された地方共通納税システム対象科目拡大及び納付書QRコード対応業務委託契約（以下「本契約」という。）に基づき乙が行ったシステム改修において、乙の責に帰すべき事由により誤ったプログラムが適用されたことにより、滞納管理システムから出力される納付書に誤ったQRコードが印刷され、誤った納付書を納税者に送付することとなったこと（以下「本件問題」という。）。</p> <p>（2） 甲及び乙の作業により、本件問題は解消したこと。</p> <p>2 乙は、本契約の我孫子市委託契約書約款第16条に基づき、本件問題により生じた損害の賠償金として、金529,392円を甲に対して支払う。</p>

- 3 乙は、前項に定める額を甲からの請求書受領後30日以内に甲の指定する口座に送金して支払う。この場合において、振込手数料は、乙の負担とする。
- 4 将来甲に、地方税共同機構から本件問題と相当因果関係がある損害に係る実費についての請求が発生した場合に限り、それに関する損害賠償請求権を留保し、別途協議する。
- 5 甲及び乙は、第3項に基づく乙から甲への支払いをもって本件問題に係る問題（前項に規定する事項を除く。）は全て円満に解決されることに合意し、本和解条項において明示的に合意したものを除き、本件問題に関し甲乙間には何らの債権債務がないことを確認する。
- 6 甲及び乙は、相手方の書面による事前の承諾を得ることなく、本和解条項に基づく権利又は義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡し、又は承継させないものとする。